



宮 崎 県 公 報

平成25年9月24日（火曜日） 第 2525 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 36,000 円

目 次

| | |
|---|---|
| 告 示 | 頁 |
| ○宮崎県個人情報保護条例第24条の2第1項に規定する出資法人の指定……………（総務課） 1 | ○宮崎県個人情報保護条例第50条第1項に規定する出資法人の指定……………（総務課） 1 |
| | ○救急病院の認定……………（医療薬務課） 1 |

告 示

宮崎県告示第 569号

宮崎県情報公開条例（平成11年宮崎県条例第36号）第24条の2第1項に規定する出資法人を次のとおり指定する。

なお、宮崎県情報公開条例第24条の2第1項に規定する出資法人の指定（平成24年宮崎県告示第 641号）は、廃止する。

平成25年9月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 公益財団法人宮崎県立芸術劇場
- 公益財団法人宮崎県国際交流協会
- 公益財団法人宮崎県移植推進財団
- 社団法人宮崎県林業公社
- 公益財団法人宮崎県環境整備公社
- 公益財団法人宮崎県機械技術振興協会
- 公益財団法人宮崎県産業振興機構
- 公益社団法人宮崎県農業振興公社
- 一般財団法人宮崎県内水面振興センター
- 公益財団法人宮崎県口蹄疫復興財団
- 公益財団法人宮崎県建設技術推進機構
- 一般財団法人一ツ瀬川県民スポーツセンター
- 公益財団法人宮崎県暴力追放センター

宮崎県告示第 570号

宮崎県個人情報保護条例（平成14年宮崎県条例第41号）第50条第1項に規定する出資法人を次のとおり指定する。

なお、宮崎県個人情報保護条例第50条第1項に規定する出資法人の指定（平成24年宮崎県告示第 642号）は、廃止する。

平成25年9月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 宮崎県住宅供給公社
- 宮崎県道路公社
- 公益財団法人宮崎県立芸術劇場
- 公益財団法人宮崎県国際交流協会
- 公益財団法人宮崎県移植推進財団
- 社団法人宮崎県林業公社
- 公益財団法人宮崎県環境整備公社
- 公益財団法人宮崎県機械技術振興協会

- 公益財団法人宮崎県産業振興機構
- 公益社団法人宮崎県農業振興公社
- 一般財団法人宮崎県内水面振興センター
- 公益財団法人宮崎県口蹄疫復興財団
- 公益財団法人宮崎県建設技術推進機構
- 一般財団法人一ツ瀬川県民スポーツセンター
- 公益財団法人宮崎県暴力追放センター

宮崎県告示第 571号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院等と認定した。

平成25年9月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 名称及び所在地

| 名 称 | 所 在 地 |
|--------------|----------------|
| メディカルシティ東部病院 | 都城市立野町3633番地 1 |

2 救急病院等の認定の有効期間

平成25年10月1日から平成28年9月30日まで